

## 法人土地・建物基本調査の変更に係る審議を踏まえたメモ - 我が国の土地の網羅的な把握に向けて -

- 1 今回の「法人土地・建物基本調査」（以下「本調査」といいます。）に関する変更審議では、関連して、次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）における検討課題の一つである「我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備」についても、これまでの国土交通省における取組状況を確認した上、今後の取組にむけた留意点等について意見交換を行ったところです。

この概要については、基本計画部会経済統計ワーキンググループや統計委員会に情報提供・御報告させていただきましたが、統計委員会における御意見も踏まえ、改めて今後の取組の方向性等を再整理させていただきました。
- 2 我が国の土地・建物ストックと利用概況や、所有主体の視点から見た概況等については、土地行政を所管する国土交通省において、本調査の結果や住宅・土地統計調査（総務省所管の基幹統計調査）等の結果を用いて資産額等を推計した「土地基本調査」（加工統計）を5年ごとに取りまとめるほか、毎年「土地白書」を編集し、関連する情報提供に努めるとともに、不動産登記情報の活用余地についても注視している姿勢は評価できると考えています。
- 3 一方で、本部会の審議の中でも示されたとおり、法人企業には該当しないものの、従業者規模が比較的大きな個人企業が存在しているにも関わらず、各種調査で十分に把握できていない可能性があり、今後、その把握方法の検討が必要と考えられます。

また、統計委員会における御指摘のとおり、土地に関する情報としては、不動産登記情報に加え、不動産価格情報等の業務情報や地理情報システム（GIS）の情報等も整備が進められていることから、これらの情報を総合的に活用し、土地基本調査の充実を図り、我が国の土地所有及び利活用の全体像を一体的に把握することが重要と考えられます。
- 4 さらに、これらの取組を推進するに当たっては、現状の課題や各種の情報を活用する上での法制度的・技術的な制約を整理した上で、統計分野における対応の範囲、方向性等を見極める必要があり、統計委員会における司令塔機能の発揮が不可欠と考えます。
- 5 このため、次期基本計画における「我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備」の検討を推進するに当たっては、統計委員会においてパイロット的な調査研究を実施し、その結果を踏まえ、国土交通省を中心とする関係府省の具体的な取組を進めていくことが効果的かつ現実的と考えます。

平成29年12月19日

サービス統計・企業統計部会長  
西 郷 浩